住宅等の耐震診断・耐震改修等に係る支援制度一覧

わが国では近年、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震など日本各地で大規模な地震が発生し、甚大な被害を受けています。 この地方でも南海トラフ巨大地震の発生が危惧されていますので、市の補助制度を活用して住宅などの耐震化を進めましょう。

種類		対象となる主な条件	交付される金額
木造住宅	耐震診断	 ・昭和56年5月31日以前に着工された木造で平屋または2階建ての建物 ・建物の用途が、戸建住宅・併用住宅(住宅以外の部分が2分の1未満) ・長屋・共同住宅 ・現在、居住している建物 	無料
	耐震改修費補助	 ・木造住宅耐震診断を受けた建物 ・診断値を次のようにする改修工事 O.7未満 → 1.0以上 O.7以上1.0未満 → 0.3以上加算 1.0以上1.5未満 → 1.5以上 ※避難道路沿道については、上記条件に加え規定の高さを超えるもの 	耐震改修費で、上限120万円(上限140万円) 【 瓦屋根耐風改修と同時申請の場合 】
	段階的耐震改修費補助	 [1]木造住宅耐震診断を受け、診断値が0.4以下の建物 ・診断値を次のように2段階で1.0以上にする改修工事 【1段階目】 0.4以下 → 0.7以上1.0未満 【2段階目】 1段階目を実施したもの → 1.0以上 [2]木造住宅耐震診断を受け、診断値が1.0以下の建物 ・診断値を1段目で1階、2段階目で建物全体を改修する工事 【1段階目】1階を1.0以上 【2段階目】全体を1.0以上 かつ 改修前から0.3以上加算 	耐震改修費で、上限【1段階目】60万円 【2段階目】60万円
	簡易 耐震改修費補助	 木造住宅耐震診断を受け、診断値がO.7未満の建物 診断値を次のようにする改修工事 O.7未満 → O.7以上1.O未満 	耐震改修費で、上限30万円
	取壊し工事費補助	・木造住宅耐震診断を受け、診断値が1.0未満の建物・対象となる建物全てを取壊す場合	取壊し費で、上限20万円
	耐震シェルター 設置費補助	木造住宅耐震診断を受け、診断値が1.0未満の建物高齢者若しくは障害者が利用するものであること	耐震シェルター設置費で、上限30万円
非木造	耐震診断費補助	・昭和56年5月31日以前に着工された非木造の戸建住宅・長屋・共同住宅・分譲集合住宅は、管理組合で合意されたもの ※避難道路沿道の場合は、上記条件に加え規定の高さを超えるもの	共同住宅…対象経費の3分の2で、上限120万円 (上限140万円) 戸建住宅…対象経費の3分の2で、上限8万6千円 (上限10万円) ※()内は避難道路沿道の場合
木造住宅	耐震改修費補助	・昭和56年5月31日以前に着工された非木造の戸建住宅・長屋・共同住宅・分譲集合住宅は、管理組合で合意されたもの※避難道路沿道の場合は、上記条件に加え規定の高さを超えるもの。 それ以外は、1,000㎡未満または地上2階以下のもの。	対象経費の5分の4で、上限500万円 (上限600万円) ※()内は避難道路沿道の場合
緊急輸送道路等	耐震診断費補助	・昭和56年5月31日以前に着工された緊急輸送道路等沿道の建物・規定の高さを超えるもの・耐震改修工事又は除却	対象経費の3分の2で、上限180万円 (一部の路線は、国・県の補助対象となります)
	耐震改修費等補助	・昭和56年5月31日以前に着工された緊急輸送道路等沿道の建物・規定の高さを超えるもの・耐震改修工事又は除却	対象経費の5分の2(市街地整備事業に係る場合は、対象経費の3分の2)で、上限1,892万円
]	ブロック塀等 敵去工事費補助	道路及び公共施設の敷地に面するブロック塀などを撤去する工事道路から1m以上の高さのものコンクリートブロック・レンガ・大谷石などでできたもの	撤去する費用または、塀の長さ×1万円のうち、少ない方の2分の1(4分の3)で、上限10万円(15万円)※()内は通学路または緊急輸送道路等の場合
耐震啓発活動報償金交付		・ 地区団体等が市と連携して耐震啓発活動を実施する場合	住民招集型の場合、2万円、 行政協力型の場合、1人1時間につき850円で、 どちらも上限10万円
固定資産税の軽減 (耐震改修を行った場合)		・昭和57年1月1日以前に建てられた居住用の建物・現行の耐震基準に適合させるための工事・工事費が50万円を超えている※詳細は税務課(Tel62-1008)へ	工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額を2分の 1に軽減(対象建物の120平方メートルまで)
所得税の控除 (耐震改修を行った場合)		・昭和56年5月31日以前に建てられた居住用の建物・現行の耐震基準に適合させるための工事※詳細は税務署(Tel21-6211)へ	住宅耐震改修にかかる耐震工事の標準的な費用の額の うち250万円までを対象に10%相当額(上限25万円)、250万円を超えた額から1000万円までを対象 に5%相当額(上限37万5千円)
瓦住	耐風診断費補助	・令和3年12月31日以前に着工された住宅の瓦屋根	対象経費の3分の2で、上限2万1千円
屋宅根の	耐風改修費補助	令和3年12月31日以前に着工された住宅の瓦屋根 (ただし、昭和56年5月31日以前に着工された住宅の場合は、耐震性を有するもの)耐風診断により基準に適合していないとされた住宅の瓦屋根	対象経費の100分の23または、屋根の面積×5,520 円のうち、少ない方で、上限55万2千円

- 〇補助金の交付を受けるには工事の着手前に申請手続きをが必要です。※工事の着手後では申請手続きができませんのでご注意ください。
- 〇申請書は建築課の窓口または、ホームページから入手してください。(申請手続きは、建築課の窓口までお越しください。)
 - (木造住宅の無料耐震診断の申し込みは、申込書の郵送・Eメール、または、電子申請で受け付けております。)
- 〇上記のうち補助制度においては、代理受領制度をご利用いただけます。
- 〇補助制度ごとに細かな条件がありますので、詳しくは建築課へ相談してください。(Tel62-1021)
- ○建築課窓口以外の住宅改修に係る助成制度の窓口

高齢者向けバリアフリー化:長寿課(Tel62-1013) 障害者向けバリアフリー化:福祉総務課(Tel62-1012)

地球温暖化対策設備設置(太陽光パネル等):環境推進課(Tel62-1017)

雨水貯留浸透施設設置(雨水タンク等):雨水対策課(Tel62-1067)

